

教職員互助会のしおり

【教職員互助会に関する問合せ及び送付先】

〒760-8582 高松市天神前 6 番 1 号（天神前分庁舎 3 階）
香川県教育委員会事務局健康福利課内
一般財団法人香川県教職員互助会
TEL 087-832-3796

福利厚生サポートページ <https://kgbenefit.jp/k7qfg5xh/>

1. 掛金について

(千分率)

短期	1.3	普通	5.7	合計	7.0
----	-----	----	-----	----	-----

2. 病気になったとき

療養費補助金	<p>会員又は被扶養者が病気又は負傷によって療養を受けたとき、自己負担額のうち共済組合の給付額を差し引いた額が7,000円を超える場合、その超えた額を自動給付</p> <p>※乳幼児医療等の公費負担を受けるときは、支給しません。</p>
入院見舞金	<p>会員が病気又は負傷により引続き5日以上入院したとき、入院の初日から自動給付</p> <p>会員 1,200円/日 被扶養者(100日/年を限度) 600円/日</p> <p>※共済組合員証を使用しなかった場合(公務災害)は、「入院見舞金請求書」を所属所長を経て互助会へ提出</p>

3. 結婚したとき

結婚祝金	<p>会員が婚姻したとき</p> <p>(1)支給額 40,000円</p> <p>(2)請求手続</p> <p>①結婚祝金請求書</p> <p>②結婚の届出年月日を明らかにした証明書の原本又は所属所長が原本証明した証明書の写し(戸籍抄本又は婚姻届受理証明書)を添付</p>
------	---

4. 出産したとき

出産見舞金	<p>会員が出産したとき</p> <p>(1)支給額 20,000円</p> <p>(2)請求手続</p> <p>「出産費請求書」を共済組合へ提出すれば自動的に出産見舞金を支給するため、互助会への手続き不要。</p>
	<p>会員の配偶者又は被扶養者が出産したとき</p> <p>(1)支給額 20,000円</p> <p>(2)請求手続</p> <p>「家族出産費請求書」を共済組合へ提出すれば自動的に出産見舞金を支給。ただし、配偶者が会員の被扶養者でない場合は、「出産見舞金請求書」を互助会へ提出。</p> <p>※医師又は助産師の証明について</p> <p>証明にかえて、出生届のうち「出産証明書」又は母子手帳のうち「出生届出済証明(親子の名が確認できる頁)」の写しでも可。</p>

5. 休業の承認を受けたとき

休業補助金	<p>(1)育児休業の承認を受けたとき</p> <p>互助会の掛金相当額を補助するため共済組合の掛金が免除される期間について、掛金は徴収しない。</p>
-------	--

休業補助金	<p>(2) 介護休暇の承認を受けたとき 給料の一部が支給されることにより、互助会の掛金を控除できる場合は掛金を控除。 共済組合の掛金が免除にならないため、共済組合の掛金相当額を互助会から休業補助金として支給。</p> <p>① 支給期間 介護休暇が承認された日から終了する日まで</p> <p>② 支給額 共済組合の掛金相当額を日割計算により支給</p> <p>③ 請求手続 原則、「休業補助金（介護）請求書」を所属所長を経て互助会へ提出。共済組合の介護休業手当金が支給される期間は、自動的に休業補助金（介護）を支給するので、「休業補助金（介護）請求書」の提出は不要。</p>
-------	---

6. 死亡したとき

死亡弔慰金	<p>会員が死亡したときは、会員の遺族に互助会から給料の1ヶ月分（その額が70万円に満たないときは70万円）の弔慰金を支給。</p> <p>(1) 遺族の範囲 遺族の範囲及び順位は、香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の例による。</p> <p>(2) 請求手続 会員の遺族が、次の書類を互助会へ提出</p> <p>① 死亡弔慰金請求書 ② 死亡を確認する書類（死亡診断書・埋葬許可証又は火葬許可証の写し） ③ 被扶養者でない者が請求する場合は、会員との続柄がわかる戸籍等の書類</p> <p>会員の配偶者・子もしくは被扶養者（配偶者及び子を除く被扶養者）が死亡したときは、会員に弔慰金を支給。</p> <p>(1) 支給額 配偶者と子 150,000円 その他の被扶養者 40,000円</p> <p>(2) 請求手続 会員の被扶養者は、共済組合に「家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書」を提出した場合は、自動給付。ただし、会員の被扶養者以外の配偶者及び子にあつては、次の書類を互助会へ提出。</p> <p>① 死亡弔慰金請求書 ② 死亡を確認する書類（死亡診断書・埋葬許可証又は火葬許可証の写し） ③ 会員との続柄がわかる書類（会員の戸籍謄本等（抄本で可能な場合もあり）</p>
退職餞別金	<p>会員が死亡したときも、退職したときと同様に退職餞別金を支給。「退職餞別金請求書」を互助会へ提出。</p>

7. 退職したとき

退職餞別金	<p>会員期間が1年以上の者が会員でなくなったときに、本人又は遺族に会員期間の区分により退職餞別金を支給。<u>1年未満の方は、提出不要。</u></p> <p>(1) 支給額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員期間</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満の者</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>10年以上25年未満の者</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>25年以上の者</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・再任用職員：香川県教職員の前歴があっても、その期間が切れている場合は、再度香川県教職員になった日が会員期間の起算日となる。また、再任用職員については、更新されなくなったときに再任用期間に応じて退職餞別金を支給。</p> <p>・臨時的任用職員：臨時的任用職員から引続き空白期間がなく育休任期付職員や臨時的任用職員となった場合は、会員期間が通算になる。前歴があっても、任用と任用の期間が1日でも切れている場合は、再度会員になった日が会員期間の起算日となる。</p> <p>(2) 請求手続 「退職餞別金請求書」を互助会へ提出。</p>	会員期間	支給額	10年未満の者	20,000円	10年以上25年未満の者	30,000円	25年以上の者	50,000円
会員期間	支給額								
10年未満の者	20,000円								
10年以上25年未満の者	30,000円								
25年以上の者	50,000円								

8. 互助会その他の事業

入学祝金	<p>会員の子が小学校及び中学校（障害児教育諸学校の小学部・中学部を含む）に入学したときに支給。</p> <p>(1) 支給額 10,000円（夫婦とも会員の場合、会員それぞれに10,000円を支給）</p> <p>(2) 請求手続 各所属所で該当会員を取りまとめ、「入学祝金請求書」を互助会へ提出。</p>																												
リフレッシュ 旅行補助	<p>該当会員が旅行するとき、経費の一部を補助。請求手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知している。それにより申請手続をしてください。</p> <p>(1) 補助限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年</td> <td>会員期間が5年に達した会員（6年目の会員）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>会員期間が10年に達した会員（11年目の会員）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>会員期間が15年に達した会員（16年目の会員）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>会員期間が20年に達した会員（21年目の会員）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>会員期間が25年に達した会員（26年目の会員）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>会員期間が30年に達した会員（31年目の会員）</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">当該年度の定年退職者</td> <td>会員期間が21～24年に達した会員 （25年に達した会員を除く）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>会員期間が26～28年に達した会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>会員期間が29年に達した会員</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 申請手続 各所属所で該当会員を取りまとめ、「リフレッシュ旅行補助金交付申請書」及び「除外申出書」等を互助会へ提出</p>	区分	該当者	補助限度額	5年	会員期間が5年に達した会員（6年目の会員）	10,000円	10年	会員期間が10年に達した会員（11年目の会員）	10,000円	15年	会員期間が15年に達した会員（16年目の会員）	10,000円	20年	会員期間が20年に達した会員（21年目の会員）	10,000円	25年	会員期間が25年に達した会員（26年目の会員）	10,000円	30年	会員期間が30年に達した会員（31年目の会員）	50,000円	当該年度の定年退職者	会員期間が21～24年に達した会員 （25年に達した会員を除く）	10,000円	会員期間が26～28年に達した会員	10,000円	会員期間が29年に達した会員	15,000円
区分	該当者	補助限度額																											
5年	会員期間が5年に達した会員（6年目の会員）	10,000円																											
10年	会員期間が10年に達した会員（11年目の会員）	10,000円																											
15年	会員期間が15年に達した会員（16年目の会員）	10,000円																											
20年	会員期間が20年に達した会員（21年目の会員）	10,000円																											
25年	会員期間が25年に達した会員（26年目の会員）	10,000円																											
30年	会員期間が30年に達した会員（31年目の会員）	50,000円																											
当該年度の定年退職者	会員期間が21～24年に達した会員 （25年に達した会員を除く）	10,000円																											
	会員期間が26～28年に達した会員	10,000円																											
	会員期間が29年に達した会員	15,000円																											
思い出記念旅行 補助	<p>会員期間が25年以上の会員が旅行するとき、経費の一部を補助。申請手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知している。それにより申請手続をしてください。</p>																												

思い出記念旅行補助	(1) 補助限度額 60,000円 (2) 申請手続 「思い出記念旅行補助金交付申請書」を互助会へ提出。申請期限は、会員資格喪失後2ヶ月まで。
選択型福利厚生（兼 宿泊保養施設利用補助）	会員の健康管理、自己啓発、趣味の充実等に要する経費又は会員の宿泊保養施設の利用に要する経費の一部を補助。請求手続等は、年度当初に要綱等を各所属所へ通知している。それにより請求手続をしてください。 (1) 補助限度額 10,000円 (ただし、領収書の金額が補助金額に満たないときは、当該金額) (2) 補助回数 年度内1回 (3) 請求手続 「選択型福利厚生事業補助金（兼 宿泊保養施設利用補助金）請求書」に領収書を添付して互助会へ提出。
会員特別割引契約施設	互助会会員証を提示すると、指定の温泉休養施設等が会員料金で利用できる。年度当初に、会員特別割引契約施設等一覧を各所属所へ配付。

9. 互助会関係の様式について

福利厚生サポートページ (<https://kgbenefit.jp/k7qfg5xh/>) に掲載しています。印刷してご利用ください。

